

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 ()

(2008年5月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0508-01	子会社の連結.....	3
EECS/0508-02	段階取得.....	5
EECS/0508-03	特別目的会社の連結.....	7
EECS/0508-04	共通支配下の企業結合における持分プーリング法の適用.....	10
EECS/0508-05	企業結合における取得企業の識別.....	12
EECS/0508-06	部分的な返済及び借入契約条項の変更.....	15
EECS/0508-07	投資の減損.....	17
EECS/0508-08	廃止事業に係る影響の開示.....	19
EECS/0508-09	経営幹部の定義.....	20
EECS/0508-10	社内発生無形資産.....	22
EECS/0508-11	取得費用の配分.....	25
EECS/0508-12	IAS 第 11 号の適用範囲.....	28
EECS/0508-13	バーター取引.....	31
EECS/0508-14	半期の財務諸表.....	33

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/0508-01 子会社の連結

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：連結財務諸表、会計上の見積り、誤謬、開示

関連する基準書：IFRS 第 1 号、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 27 号

執行決定日：2006 年 12 月 12 日

発行者の会計処理についての記述

IAS 第 27 号第 12 項は、連結財務諸表には、親会社のすべての子会社が含まれていなければならないことを求めている。

発行者の 2005 年 12 月 31 日現在の連結財務諸表は、ギニアの子会社が連結の範囲から除外されたと述べている。なぜなら、当該子会社を連結範囲に含めると、IAS のフレームワークが定める目的に反するからである。

しかしながら、財務諸表においては、IAS 第 1 号第 18 項が定める、基準書あるいは解釈指針の規定から逸脱するような極めて稀な状況において要求される、いかなる開示も行われていなかった。

執行決定

執行者は、ギニアの子会社は、IAS 第 27 号第 12 項が定める発行者の連結財務諸表に含められなければならないと確認した。

執行決定の根拠

経営者が、ある基準や解釈指針の規定に従うと誤解を招くことになり、フレームワークに定められる財務諸表の目的に反すると結論を下すような極めて稀なケースにおいては、企業は IAS 第 1 号第 18 項に定められる方法により、当該規定から逸脱しなければならない。そのような状況においては、基準書が要求する会計処理が誤解を招くものであり、フレームワークに定められる財務諸表の目的に反することになる理由や、当該規定に従っていれば報告されていたであろう財務諸表の各項目に対して当該逸脱が与える財務的影響を含む、沢山の開示が要求される。

そのような開示は行われなかった。

執行者が異議を唱えた時、発行者は次のように説明した。

- a. 在外子会社を連結することは、これまでの取り扱いと不整合であり、決算書に対して変動性の要素を持ち込むことになる；

- b. 子会社に対する投資の簿価は、仮に超インフレを調整後であっても価値を表しているに過ぎず、そして子会社に対する投資は譲渡可能性のない通貨で行われている。
- c. 子会社は、厳しい長期間にわたる制限の下で操業していることから、親会社に対して資金を送金する能力は著しく失われている。発行者は、以前からの連結からの免除規定が、IAS 第 27 号が 2003 年に改訂された時に撤廃されたことに気づいていたが、ポジションの困難さを強調することによって、それを参照していた。

執行者は以下の理由により、発行者の主張を受け入れなかった。

- a. IFRS の初度適用による影響は、国際基準を適用しないことについての妥当な理由とはいえない。IFRS 第 1 号は企業に対して、財務諸表の利用者の理解を助けるために、従前の一般に認められた会計原則から IFRS への移行が、報告された財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響したかを説明することを求めている（第 38 項）。
- b. IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」が、機能通貨が超インフレ経済下における通貨である企業の財務諸表に対して適用される。そのような会社を連結から免除する免除規定はない。
- c. 執行者は、長期間にわたる制限のもとで操業している子会社の、連結からの免除規定が削除されたことを確認した。企業は、子会社を支配する能力を評価するにあたっては、資金移動に係る制限を考慮しなければならないが、そのような制限そのものによって、支配が排除されることはない。本事例では、制限はそれ自体では、発行者側による支配を排除するのに十分ではなかった。

番号：EECS/0508-02 段階取得
事業年度：2007 年 12 月期/目論見書
論点の分野：企業結合
関連する基準書：IFRS 第 3 号
執行決定日：2007 年 11 月 30 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、非上場企業である B 社の持分の 50%を所有しており、残りの 50%は C 社が保有している。発行者は、IAS 第 31 号で認められているように、持分法によって B 社を連結範囲に含めている。

2007 年 9 月に、発行者及び C 社は以下のような合意書に署名した。

- a. B 社は自身の持株を 188m.u で C 社から買い戻し、同額の資本を減少させる。これらの取引が完了後、発行者は B 社の 57.5%を保有することになる。
- b. C 社はそれから、残った B 社株式を、発行者が新たに発行した株式と交換する。そして発行者は、B 社の株式の 100%を保有する。

取引の第一段階は、2007 年 11 月に行われた。第二段階は、2008 年 1 月に株主による承認が得られれば実行される。

発行者は、2 段階の合意を、以下のように別々の取引として会計処理した。

- a. 被投資会社が自身の株式を買い戻した場合に発行者が B 社の支配を有することから、取得されたすべての資産および負債は公正価値で会計処理され、残額である 50m.u がのれんとして認識される。
- b. 第二段階は、少数株主持分の取得を表す。発行者の会計方針に従えば、資本が 130m.u. 減少する。

執行決定

発行者は、企業結合が複数の交換取引を伴うような場合、例えばそれが段階的に達成されたような場合には、企業結合の取得原価は個々の取引の取得原価の合計である旨を定めている IFRS 第 3 号第 25 項の文脈において、当該取り決めについて検討した。

発行者は、交換取引は、別々の段階として適正に会計処理されたと結論を下した。

執行決定の根拠

発行者の決定の根拠は次の通りである。

- a. 2008 年 1 月に株主がどのような決定をするかにかかわらず、第一段階は不可逆的である。2007 年 11 月に C 社が持っていた株式が買い戻された時に、発行者は B 社を支配する。
- b. 第二段階が完了するかどうかは、いくつかの事務的な承認に依存する。そのうちでもっとも重要なものは、株主総会における発行者の株主の議決権の 3 分の 2 による承認である。合意の当事者である発行者と C 社は、議決権の 47% を有しているにすぎない。過去の実績では、発行者の株主の 53% ~ 74% が株主総会に出席している。必ずしも可能性が高いとまではいえないかもしれないが、第二段階が株主の承認を得られない可能性もある。

この決定に至るにあたって、執行者は、C 社の重要な株主は第二段階に参加しておらず、C 社がこの特定の株主の持分を、当該合意の第一段階で生じた資金でもって買い戻したという事実を考慮した。

番号：EECS/0508-03 特別目的会社の連結
事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表
論点の分野：連結、特別目的会社
関連する基準書：SIC 第 12 号
執行決定日：2007 年 10 月 11 日

発行者の会計処理についての記述

2003 年 12 月に発行者は、流動資産の売掛金（平均すると、6 か月以内に満期となる）を証券化した。満期は 2011 年 12 月であり、更新期間は 2010 年に終了する。発行者のある子会社（オリジネーター）は、売掛金を、この目的のために作られた特別目的会社（SPE）である X 売掛金資金調達 PLC（以下「ファンド」という。）に譲渡した。各地域における証券化に関する法的な要件を満たすために、中間法人が間に入る場合もある。

SPE は、事業活動費を、第三者が出資した 1400 の優先証券（140 百万ユーロ）及び発行者が所有し、2006 年 12 月 31 日現在の財務諸表で認識している劣後証券（7,628 千ユーロ）で賄った。

オリジネーターは、合意の条件に記述された質と計算額に関する情報を提供した。購入価格は、債権の額面額から利率に関連するディスカウントを控除した金額で計算された。しかしながら、ファンドは実際には、購入の当初の価格から繰り延べられ、すべての優先負債に係る債務が充足された後に資金が残った範囲においてのみ、支払うこととなる。合意のもとで支払われる最大額は、140 百万ユーロである。

それぞれのオリジネーターは、ファンドに対して債権を完全に、かつ顧客が支払いを行わなかった場合にもオリジネーターが償還請求に応じない形で売却する。更新期間は、債権が支払不履行になるまでは有効である。なぜなら、合意に従って、ファンドは提案された購入期日において、十分な資金が営業勘定に保持されている場合に限って申し出を受け入れるからである。

しかしながら、オリジネーターがファンドに対して、購入にかかる債権が支払不履行になったと通知した場合には、オリジネーター（発行者）は、そのような支払い不履行となった債権を、額面金額でファンドから買い戻すことを申し出るかもしれない。それから発行者は、優先証券に関連し、また、新たな債権の更新を妨げられることがない、140 百万ユーロの資金調達枠を維持することを発行者に許容するコールオプションを有する。

発行者は優先証券に関連する SPE を、2006 年 12 月 31 日現在の財務諸表において連結

しなかった。なぜなら発行者は、債権及びそれに関連する信用リスクは、子会社によって償還請求に応じない形で完全に移転されたと考えたからである。

しかしながら経営陣による報告(MD&A)の中で、発行者は、支払利息を伴う金融負債の総額を決定する時と、親会社の子会社に対する投資に付随するのれんの減損レビューを実施する際に、証券化額を考慮した。

執行決定

発行者によって提示された追加的な情報を基礎に、執行者は、SPE は 2006 年 12 月期の連結財務諸表に含められなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

執行者は発行者に対して、SIC 第 12 号「特別目的事業体」の文脈において、明らかな報告上の不整合が生じていることについて説明することを求めた。

この解釈指針においては、SPE に対する受益持分は、「負債証券、持分証券、参加権、残存持分あるいはリース」の形式をとることになる。受益持分の中には、「単に保有者に固定またはあらかじめ定められた率の配分をするものもあるが、他方では SPE の活動からの将来の経済的便益に対する権利または利用を許すような受益持分もある。多くの場合、設立者又はスポンサー（または自らのために SPE を設立した企業）がたとえ SPE の資本に対しほとんど又は全く持分を有していなくても、SPE の活動に関する重大な受益持分を保持している。」

SIC 第 12 号第 8 項は、企業と SPE の間の関係の実質が、SPE がその企業に支配されていることを示している場合には、たとえ契約が非常に厳格に決められていて、活動がいわゆる「自動操縦」と呼ばれるような形であったとしても、当該 SPE を連結することを求めている。執行者は、本事例はそのような事例に当たると考えた。

執行者はまた、解釈指針の第 10 項が、本事例には適用可能であると考えた。

- (a) SPE の事業活動が、発行者の特定の事業上の必要に従って発行者のために行われ、それにより企業は SPE の事業運営から便益を得ている。
- (b) SPE は自動操縦であり、すべての経営上の意思決定は、発行者との間の契約において明確に設定されている。
- (c) 発行者は SPE の便益の大半を獲得する権利を持つゆえに、SPE の事業活動に伴うリスクに晒されている；又は
- (d) その企業は、SPE の事業活動からの便益を得るために、SPE またはその資産に関連

した残余リスクの大半を負っている。

さらに、解釈指針の付録に列挙された要素を考慮することによって、SPE の連結は裏付けられる。特に、SPE の活動が実質的に報告企業のために遂行されている、すなわち SPE が企業の主要な若しくは中心的な事業を支えるために、企業に対して長期資本の源泉を提供することを主たる業務としていること、及び当該 SPE が企業の現行の主要な又は中心的な事業に対応した商品やサービスを提供しており、SPE が存在しなければ企業が自らそれらを提供しなければならないということが挙げられる。

執行者は、中核的な事業から生じる流動資産の売掛金を譲渡することによって、発行者の現行の中心的な事業を支えるために必要な流動性がもたらされることについて考慮した。

資金枠がちょうど 140 百万ユーロであるときに、資金はおおよそ 170 百万ユーロという名目価額による債権の譲渡によって担保されている。優先証券 (1 カ月物預金にかかる EURIBOR 利率 + スプレッド + 140 百万ユーロの償却額) の支払と資金における残余额との差額は、() 債権に係る合意の下での繰延価格の支払い及び () 劣後証券の名目価額 + 5% の利息の支払いを通じて発行者に返還される。

次のような要素を合わせてみた場合、発行者は実質的に、SPE の資産にかかるリスクと便益の過半に晒されていることになる。

- a. 債権は短期間のうちに満期となる。
- b. 発行者は 140 百万ユーロを、2011 年までの間資金枠として保持したいと考えているため、支払いが不履行となった債権がある場合には、それを置き換えるオプション (コールオプション) を使用する。そして
- c. 優先証券の支払いが不履行となる可能性は非常に低い。

番号：EECS/0508-04 共通支配下の企業結合における持分プーリング法の適用

事業年度：2007 年 12 月期/目論見書

論点の分野：企業結合

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2007 年 5 月 10 日

発行者の会計処理についての記述

2007 年 12 月、M 社（親会社）は、子会社を再編成した。M 社は A 社（発行者）に対して、所有する B 社と C 社の持分及び M 社が自ら行っている活動の一部を譲渡した。それと引き換えに、M 社は A 社から株式を追加で受け取った。他の既存の少数株主の持分は変化がないが、重要性は減少している。

発行者に譲渡された会社及び事業活動は、IFRS 第 3 号第 3 項が定義する共通支配下のものであることから、発行者は、この企業結合に対する会計処理に係る IFRS 第 3 号を適用することを求められなかった。この種の取引をどのように会計処理するかを示す該当の基準書がないことから、発行者は IAS 第 8 号に従った。この基準書は、第 8 項から第 10 項において、特定の IFRS の規定が網羅していない領域に関する会計方針を開発し、適用する際に、他の会計基準設定主体による公表物の適用可能性を考慮することを経営陣に対して認めている。発行者は、米国 SFAS 第 141 号が求めている、以下のような会計処理を適用することを決定した。

FAS 第 141 号は、共通支配下の企業間の純資産又は株式の交換について、次のように処理することを求めている。

- ・ 純資産を受け取った企業は、譲渡された資産および負債を、譲渡の日現在の帳簿価額によって当初認識しなければならない。（実務においては、多くの企業が持分プーリング法に類似したこの方法を用いている。）

報告に関する規定について、FAS 第 141 号は次のように定めている。

- ・ 受取側企業の財務諸表は、譲渡が生じた期間について、譲渡があたかも期首現在で生じたかのように、経営成績を報告しなければならない。
- ・ 財務諸表及び前の年度について表示する財務情報もまた、比較可能な適切な情報を提供するために修正再表示されなければならない。

執行決定

発行者は、企業結合は共通支配下にある企業によるものであることから、SFAS 第 141 号が求める会計処理は受け入れ可能であると結論を下した。

執行決定の根拠

共通支配下における企業結合をどのように会計処理するかを定めた特定の基準書がないため、執行者は、そのような状況において強制されるわけではないものの、米国の基準書である SFAS 第 141 号を適用することは受け入れ可能であると考えた。執行者は、発行者がその基準書の報告に関する規定も自発的に適用したことにも留意した。

執行者は、取引があたかも目論見書で表示される期間の期首現在で生じたかのように修正再表示された財務諸表は、受け入れ可能であると結論を下した。

番号：EECS/0508-05 企業結合における取得企業の識別

事業年度：2007 年 12 月期/目論見書

論点の分野：企業結合、逆取得

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2007 年 10 月 5 日

発行者の会計処理についての記述

発行者で上場企業である A 社及び非上場企業の B 社は、それぞれがお互いの発生に依存して偶発的な 2 段階からなる企業結合の契約を結んだ。第一フェーズにおいて、A 社は B 社の株式及び議決権の 45%を現金で取得した。第二段階において、B 社の残りの 55%の株主に対して A 社が新株を発行する方法により、B 社は A 社と合併した。

取引前、A 社には 49 百万ユーロの市場価値があり、一般に広く用いられている評価方法によれば、B 社の価値は 74 百万ユーロであった。交渉の結果、結合後企業の価値全体の中で、A 社の事業は 45%、B 社の事業は 55%をそれぞれ占めることとなった。

取引前には、17.5%の持分を保有する B 社が A 社における最大の株主であり、他の株主は幅広く分散されていた。B 社については、創業者が株式の 70%を保有しており、残りは 40 名の主要な経営幹部が保有していた。

B 社の保有持分である 17.5%という数字は、A 社の 2007 年株主総会に出席した株主の投票数の過半数に相当する。

取引の後、A 社の以前の株主（B 社を除く）は結合後企業の議決権の 50.2%、以前の B 社の株主は 49.8%をそれぞれ所有している。B 社の創業者兼 CEO が結合後企業の最大の個人株主で、35.9%の持分を有する。金融監督当局は CEO に対して、彼が 30%の株式を取得した時に、12 か月以内に CEO の持分が 30%まで減るということを根拠に、残された持分に対してオファーを出す一般的な規定から CEO を除外する命令を行った。

購入契約によって、結合後企業には 6 名からなる取締役会が設置される。そのうちの 5 名は旧 A 社の取締役会メンバーであり、残りの 1 名は旧 B 社の取締役会メンバーが就任する。次の取締役会のメンバーは、結合後企業の最初の株主総会において決定される。

購入契約の条項によれば、B 社の創業者は結合後企業の CEO に指名される。経営陣は、CEO 及び 4 名の他のメンバー（うち 2 名は A 社、2 名は B 社の出身）によって構成される。取締役会が、経営に当たるチームのメンバーを指名する。

発行者は、この取引を企業結合として会計処理することを提案し、A社を取得企業として識別した。

執行決定

執行者は、A社又はB社が取得企業であるということを裏付ける主張は、ともに均衡しており、したがって本事例について取得企業を識別することは難しいと考えた。取得企業はA社であるという発行者の提案を受け入れるにあたり、執行者は、以下の事実の影響を受けた。

- ・ A社が持分証券を発行したこと (IFRS 第3号第21項)
- ・ A社が現金あるいはその他の資産を引き渡したこと (IFRS 第3号第20項b)
- ・ A社がわずかな支配持分を有していたこと (50.2%)

執行決定の根拠

IFRS 第3号は、すべての企業結合について取得企業が識別されなければならないことを求めており、取得企業とは、他の結合する企業の支配を獲得する、結合する企業であるとされている。取得企業の決定にあたって適用されるガイダンスは、基準書の第19項から第21項で提供されている。

支配は、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務及び経営方針を左右する力と定義されている。そして企業がある企業の議決権の過半数を所有している場合には、当該所有が支配とならないことが明確に示されない限り、支配が存在していると推定される。

持分証券の交換を通じて行われる企業結合においては、通常は持分証券を発行する企業が取得企業である (第21項)。本事例では、購入対価の大部分は持分証券で決済されることから、A社が取得企業であるように見える。しかしながら、パラグラフで述べられているように、結合する企業のうちのどちらが、企業活動からの便益を得るために他の企業の財務及び経営方針を左右する力を有しているのかを判定するために、すべての関連する事実及び状況を検討しなければならない。

2社の結合当事者のうち小さいほうの企業であるA社の株主は、支配を獲得したように見える。なぜなら、議決権の点から見れば、彼らの持分は取引後、50.2%に達するからである。しかしながら、支配持分は、IFRS 第3号第BC57項及び58項で説明されているように、企業が企業活動からの便益を得るために、結合後企業の財務及び経営方針を左右する力を有しているということを必ずしも意味するわけではない。

議決権が 50.2%と 49.8%という、非常に均衡したかたちで分布しているということ及び主要な個人株主が存在していることを考慮し、執行者は、取得企業の識別にあたっては、基準書の第 19 項から第 21 項が定めている規準を考慮しなければならないと考えた。

IFRS 第 3 号の第 19 項の a から d までが、一方の結合する企業が他の結合企業の議決権の過半数を取得していない場合であっても、他の企業の支配を獲得していると考えられるような状況について検討している。IFRS 第 3 号の第 19 項(c)は、企業結合の結果、企業が取締役会構成員の過半数を任命又は解任する権限を獲得する場合には、当該企業が他の企業の支配を獲得しているかもしれないと述べている。

旧 A 社の取締役会構成員が、結合後企業の実効取締役会の過半数を占めている。しかしながら、取引に先立って行われる A 社の定時総会において、主要な少数株主である B 社は、取締役会構成員の指名に影響を与える機会を有している。したがって、結合当事企業である A 社と B 社のいずれが取締役会の過半数を占めるかは明確ではない。同様の理由が、第 19 項(d)において導入されている、取締役会における議決権の過半数を投票する権限という規準についても適用される。

第 19 項の規準の適用によっては取得企業を識別することが難しかったことから、執行者は、第 20 項において示されているような、支配を示唆するような他の兆候がないかどうかを検討した。B 社の公正価値が A 社のそれよりも著しく大きいことから、第 20 項(a)によれば、B 社が取得企業となる。しかしながら、総購入対価のうちの相当な割合である購入価格の 45%に相当する現金額を支払った企業が A 社であることから、IFRS 第 3 号の第 20 項(b)は A 社が取得企業であることを示唆する。一方で、購入価格は、利用可能な繰越欠損金の使用などを含む、他の要素の影響も受ける。さらに、現預金は、結合後企業のプロフォーマ財務情報に基づき提供された、銀行からの借り入れで賄われていた。

結合当事企業である A 社と B 社のうちのいずれが経営陣の選任を支配できるのかが明らかではなかったため、IFRS 第 3 号第 20 項(c)によっては取得企業を明確に識別することができない。取締役会が経営陣を指名するとはいえ、CEO (B 社の創業者) が事業及び経営陣の選任について、重要な影響力を有していた。

番号：EECS/0508-06 部分的な返済及び借入契約条項の変更

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：金融負債

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2007 年 10 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

2005 年 12 月 31 日に、発行者は 2001 年からの当初の借入に関して 88m.u の金融負債を負っていた。原契約では、契約条項は四半期ごとに見直しを行うことになっており、資本が増加した場合には、残った負債を部分的に返済することになっていた。

2006 年の 1 月に、資本が増加したのに引き続いて契約条件の交渉が行われ、次のような結果となった。

- ・ 財務契約条項の部分的な修正
- ・ m.u.50 の返済

執行者は、関連する論点として次の 2 つを識別した。

- ・ 部分的な返済及び当初の契約条項の部分的な修正は、別々の取引として考えられるべきかどうか。
- ・ 契約条項の部分的な修正は、当初の契約が消滅し、新たな負債が創設されたものとして会計処理されるべきかどうか。

執行決定

執行者は、以下で述べる理由により、採用された会計処理を受け入れた。

執行決定の根拠

発行者は、2 つの取引を別々に検討した。すなわち、発行者は返済に引き続いて、契約条項のあるものについての部分的な修正からなる第二の取引が生じたとして、2 つの取引を別々に検討したからである。

返済は、他とは区別される取引と考えられる。なぜならそれは、2001 年に結ばれた契約条項に基づく契約上の債務だからである。

返済は、IAS 第 39 号第 AG8 項に基づいて会計処理される。すなわち発行者は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 (m.u.50 の返済を含む) を負債の当初の実効金利を用いて計算することにより、当初の債務の簿価を再計算しなければならない。この結果、重要

性のない額が、損益計算書において認識されることになる。

金融負債に係る財務条項の部分的な修正は、独立したものとはみられない。なぜなら、IAS 第 39 号第 AG62 項に基づいて検討されたキャッシュ・フローの変動の割引現在価値は、3.96%だけ変化したにすぎないからである。したがって部分的な修正は、当初の金融負債が消滅したものとして考えられなかった。

部分的な返済は金融負債の当初の条項に基づいたものであったこと、及び金融負債に係る契約条項の部分的な修正の結果として生じたキャッシュ・フローの変動に重要性がなかったという背景のもとで、執行者は採用された会計処理を受け入れた。

番号：EECS/0508-07 投資の減損

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：関連会社、減損

関連する基準書：IAS 第 28 号、IAS 第 36 号

執行決定日：2006 年 11 月 6 日

発行者の会計処理についての記述

2005 年 12 月 31 日、発行者は株主間の合意により、A 社を共同支配した。A 社に対する持分を通じて、発行者は、上場会社である B 社に対して重要な影響力を保持していた。なお、B 社の株式は A 社の唯一の資産である。

発行者は、IAS 第 36 号「資産の減損」に定められている手続に準拠して、投資が減損していないかどうかを検討し、資産がそれらの回収可能価額を超える簿価で繰り越されていないかどうかを確かめた。IAS 第 36 号の第 18 項は、回収可能価額を、資産の売却費用控除後の公正価値及び使用価値のどちらか高い金額と定義している。

発行者は、公正価値が本事例に適用可能な唯一の測定値であると主張した。なぜなら、期待キャッシュ・フローの見積り額が事業計画からは明らかではないため、使用価値が決定不可能だからである。発行者はまた、B 社に対する投資については活発な市場が存在しなかったため、株価は、企業に対する重要な影響の公正価値を検討するにあたっての適切な測定値とはいえないとも主張した。したがって発行者は、収益還元法及びオプション・プライシング・モデルをベースとする測定技法を適用することによって、企業 B における持分の公正価値の見積りを行った。

いずれの見積りも、2005 年 12 月 31 日現在、減損損失が存在するという事を裏付けていない。

執行決定

発行者は、減損の決定に係る発行者のアプローチは、IAS 第 36 号「資産の減損」及び IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」のいずれにも準拠していないことを確認した。

執行決定の根拠

発行者は、投資者が重要な影響力を有する投資について活発な市場が存在しないということ、及び公正価値計算の方法に関して、発行者の立場に異議を唱えた。

特に発行者は、関連会社に対する投資のような重要な持分の保有について、市場価格が

公正価値を反映しえないという点で、発行者の見解に異議を唱えた。執行者は、IAS 第 36 号は、このような状況における減損テストの実施方法を規定していると指摘した。IAS 第 36 号第 26 項は、次のように定めている：

「拘束力のある売買契約はないが資産が活発な市場で取引されている場合には、売却費用控除後の公正価値は、処分費用を差し引いた当該資産の市場価格である。適正な市場価格は、通常は現在の入札価格である。」

執行者はまた、IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」に対する準拠性についても疑問視した。執行者は、この特別なケースにおいて、減損を検討するにあたり使用価値を適用しないということに関する発行者の陳述に同意しなかった。IAS 第 28 号第 33 項は、「投資の使用価値を決定するにあたり、企業は以下を見積らなければならないと説明している。

- a. 被投資企業の事業活動からのキャッシュ・フロー及び当該投資の最終的な処分による受取額を含めて、被投資企業により獲得されるであろう、将来キャッシュ・フローの見積の現在価値に対する持分；又は
- b. 当該投資からの配当及び当該投資の最終的な処分により発生すると予測される将来キャッシュ・フローの見積の現在価値」

適切な仮定のもとでは、どちらの方法をとっても結果は同じになるという点で、基準書は明確である。

番号：EECS/0508-08 廃止事業に係る影響の開示

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：廃止事業

関連する基準書：IFRS 第 5 号

執行決定日：2007 年 12 月 7 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は事業の一部を 2006 年度末に処分した。2006 年の決算において IFRS 第 5 号に準拠するために、発行者は 2005 年度における比較情報を修正し、損益計算書において収益とそれに対応する費用額のうちのおよそ 30%を除外した。そして対応するかたちで 2005 年度のキャッシュ・フロー計算書も修正している。

しかしながら発行者は、廃止事業による影響を 2006 年度のキャッシュ・フロー計算書において開示しなかったばかりか、2006 年度の損益に対する影響についてもいかなる言及も行わなかった。2005 年度の数値に対する修正は、2005 年度の当初の財務諸表と比較することによって、はじめて明らかになるにすぎない。

執行決定

発行者は、2006 年度の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書から廃止事業の影響を除外しないということは、IFRS 第 5 号に違反すると結論を下した。それに加えて発行者は、IAS 第 7 号第 40 項が求めている、キャッシュ・フロー計算書での処分による影響の開示を行っていない。

執行決定の根拠

発行者は、IAS 第 7 号第 40 項が要求しているキャッシュ・フロー計算書に関連する規定に基づく適切な開示を行うことを求めた。発行者は、2006 年度の数値は、誤って、廃止事業部分について調整をしなかったということを認め、収益と費用に与える影響はおおよそ 30%であると報告した。事業そのものは収支均衡であったことから、廃止事業に係る損益面での影響は見込まれていなかった。

番号：EECS/0508-09 経営幹部の定義

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：関連当事者

関連する基準書：IAS 第 24 号

執行決定日：2007 年 10 月 2 日

発行者の会計処理についての記述

発行者はその財務諸表において、親会社の経営会議の 4 名のメンバーを経営幹部として指定した。したがって、IAS 第 24 号に基づいて、これらの人々は関連当事者として取り扱われる。4 名には、親会社の CEO と CFO、2 つの主要な子会社の CEO が含まれる。

発行者はまた、2006 年 3 月の株式発行にかかる目論見書において、多くの主要役員を識別した。

発行者は、主要役員について、IAS 第 24 号における経営幹部の定義よりも幅が広いと理解していた。

主要役員には、4 名の経営会議メンバー(2 つの主要な子会社の CEO を含む)とともに、2 つの主要な子会社の、他の経営会議構成員が含まれる。これらの他の構成員は、経営幹部とはみなされず、したがって関連当事者とされなかった。

それぞれの主要な子会社の取締役会は、企業集団の 2 つの主要な事業活動のうちの 1 つを計画、指示及び支配することについて責任を負っている。

執行決定

発行者は、2 つの主要な子会社における経営会議の全構成員が、IAS 第 24 号が定める経営幹部の定義を満たすため、関連当事者として考えられなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

発行者は、2 つの主要な子会社の CEO 以外の経営会議の構成員もまた、経営幹部として考えられなければならない、したがって IAS 第 24 号に従って関連当事者として取り扱われるかどうかについて疑問を抱いた。

発行者は、主要役員を識別したのは、経営者が事業を遂行する能力があることを示すことを企業に対して求めている目論見書指令の規定に従ったというだけの理由によるものと説明した。発行者は、親会社の経営会議の構成員及び 2 つの主要な子会社の経営会議の

構成員全員の両方について要求された情報を提供することによってのみ、目論見書指令の規定は充足されると考えた。発行者は、このことをもって、CEO 以外の主要な子会社の経営会議の構成員は経営幹部に該当し、したがって関連当事者の定義を満たすということの意味しないことを明確化した。すなわち CEO 以外の主要な子会社の経営会議の構成員は、親会社の取締役会に参加しておらず、したがって親会社の活動を、計画、指示及び支配することについて直接的にも間接的にも、権限あるいは責任を持たないということである。しかしながら企業は、2 つの主要な子会社の活動については、彼らが計画、指示及び支配する権限及び責任を有しているということを確認した。

発行者はまた、同業者たちがどのようにして経営幹部を定義したのかを観察し、その結果、同業者たちは通常、経営幹部を親会社の経営会議の構成員に限定しているように見えたということを示唆した。

IAS 第 24 号第 9 項は、当事者が企業又はその親会社の経営幹部の一員である場合に企業と関連があると述べている。さらに、経営幹部は、企業の取締役（執行役またはその他の役職であろうと）を含む企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を持つ人と定義されている。

結論に至るに当たり、規制当局は以下のことを考慮した。

- a. 主要な子会社における、CEO 以外の経営会議の構成員は、子会社レベルではあるが、企業集団の 2 つの主要な事業活動のうちの 1 つを計画、指示及び支配することについて権限を持ち、責任を負っているということを発行者は確認した。このことはまた、目論見書に含められた、彼らの役割及び責任に関する記述によっても裏付けられる。その結果、彼らは企業の活動を計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を持つ。
- b. 主要役員が親会社の取締役会に参加していないということは、そのことをもって彼らが経営幹部にあたるとはみなされないということの意味しない。企業は 2 つ以上の主要な経営層を持つこともある。
- c. 他の企業が、経営幹部を親会社の経営会議の構成員に限定しているように見えたということによって、他の個人が経営幹部の定義を充足することが排除されるわけではない。幹部の指名は、個別の事実及び状況、ケースごとに決定される。

番号：EECS/0508-10 社内発生無形資産
事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表
論点の分野：無形資産、研究開発
関連する基準書：IAS 第 38 号
執行決定日：2007 年 10 月 12 日

発行者の会計処理についての記述

2006 年の 12 月 31 日に、発行者の表示された総資産のうちの 51%は、主に、電子地図データの取得費と製造費の資産化額から構成される、社内発生無形資産であった。無形資産は、発行者の収益のすべてを稼ぎ出している。

発行者は、電子地図のデータベースを構築した。全世界レベルで、このデータは様々なルート用（すなわち、計画用の距離の計算）に十分に詳細である。国内のレベルでは、情報はより詳細であり、顧客は、情報を衛星ナビゲーションの目的（すなわち、A から B への最適ルートをプロットする）で使用することができる。発行者は、顧客の仕様に合うように、データベースを基に電子地図を修正するため、地図は顧客の装置内で起動する。

より性能の水準を向上させるために、ある地域に関する情報を入手したことによって発生した費用は資産化される。ある特定の地域に関する情報を維持するためにかかった費用で、性能の水準の向上を伴わないものは、期間費用として処理される。

発行者の会計方針は、無形資産は取得原価によって評価していると述べている。発行者は、データベースの耐用年数は不確定であると考えており、したがって、毎年減損テストを実施する際に耐用年数も見直されると考えている。しかしながら、耐用年数が不確定であると評価したことを裏付ける理由は、IAS 第 38 号第 122 項 a が求めているように、財務諸表において開示されていなかった。また、発行者は、開発から生じる無形資産が、IAS 第 38 号第 57 項が定めている認識規準をどのようにして満たしたのかについても開示していなかった。

執行決定

発行者が提出した追加的な情報を基礎に、発行者は、貸借対照表日現在で無形資産の耐用年数が不確定であると決定する場合に満たさなければならない IAS 第 38 号の第 88 項、第 90 項、並びに第 91 項の規定を検討した。しかしながら、IAS 第 38 号第 122 項 a が定める開示規定は満たされていない。

IAS 第 38 号第 57 項は、開発行為から生じる無形資産を認識するために、企業が満たさ

なければならない規準を特定している。この点については、特段の開示規定はないが、IAS 第 1 号第 108 項は企業に対し、財務諸表を理解するのに適切となるその他の会計方針を開示するように求めている。2006 年 12 月 31 日現在の発行者の総資産のうち、51%を社内発生無形資産が占めていたことに鑑み、執行者は、当該情報は開示されなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS 第 38 号第 88 項は、企業に対して、無形資産の耐用年数が有限か又は不確定かを評価することを求めている。関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が、企業に対して正味のキャッシュ・イン・フローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、企業は当該無形資産の耐用年数を不確定とみなす。IAS 第 38 号第 90 項は、無形資産の耐用年数を決定するにあたって考慮しなければならない要素を列挙している。

発行者は、無形資産に関して次のような情報を提供した。

- ・ データベースの価値は普遍的であり、かつ無期限にわたって使用できる内容に直接関係している (IAS 第 38 号第 90 項 a, b 及び c)。
- ・ データベースの内容は、使用されている技術から独立している (IAS 第 38 号第 90 項 a 及び c)。
- ・ データベースの内容に追加的な特徴を付加するために、技術革新が利用できる (IAS 第 38 号第 90 項 e)。
- ・ データベースは今後、さらに多くの電子機器において使用されることが考えられることから、データベースに対する需要は急増することが予想される。ゆえに発行者は、急速に拡大している市場に属している (IAS 第 38 号第 90 項 b, c 及び d)。
- ・ 市場に参入するためのコストは比較的高い (IAS 第 38 号第 90 項 e)。
- ・ 典型的な製品のライフサイクル及び同様の資産に係る耐用年数の見積りに関する情報は、入手不可能である (IAS 第 38 号第 90 項 a 及び b)。
- ・ データベースから予測される将来の経済的便益を獲得するために必要なメンテナンス費用の水準は、競争をすることに比べれば、費用効率が良いと考えられる。発行者はこのレベルの支出を維持することが可能であり、また、それを望んでいる (IAS 第 38 号第 90 項 f)。
- ・ 無形資産の使用は、発行者のいかなるほかの資産とも関係しない (IAS 第 38 号第 90 項 a 及び h)。

IAS 第 38 号第 91 項は、無形資産の耐用年数は、その資産の耐用年数の見積り時に評価した性能の水準で資産を維持するために要求される将来の維持支出の水準、及びそのような

(仮 訳)

水準に到達することについての企業の能力と意図のみを反映していると述べている。発行者は、市場及び技術の現在の状況を前提として、適切なメンテナンスが行われていれば、不確定の期間にわたって収入が生じることを見込むことができると考えた。発行者は、毎年のメンテナンス活動は、同水準の精密さを保つために行われていると説明した。すなわち、地理的な地域に関する情報については、同水準の性能ということである。

番号：EECS/0508-11 取得費用の配分

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：企業結合、無形資産、のれん

関連する基準書：IFRS 第 3 号、IAS 第 38 号

執行決定日：2007 年 10 月 12 日

発行者の会計処理についての記述

2006 年の 12 月中旬、発行者は X 社の株主から X 社の株式の 100%を、主に非上場の新株の発行及び現金により取得した。この取引は発行者にとって重要な取引である。

発行者及び X 社は、ビジネス・ソリューションと IT インフラを設計、実現、そして管理している。

2006 年 12 月 31 日に、発行者は年次財務諸表において、X 社の貸借対照表を連結した。12 月の 2 週間に係る X 社の業績は、重要性がないと考えられたため、連結されなかった。

企業結合に係る会計処理は、期末では暫定的なものではなかった。無形資産が別個に認識されなかったため、企業結合に係る費用の 79%はのれんとして表示された。発行者は顧客リストを無形資産として識別はしたが、その価値を評価することができなかった。

キャッシュ・フローに係る開示を含む企業結合に関する開示は、財務諸表において行われなかった。さらに、現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引がキャッシュ・フロー計算書に含まれていた。

執行決定

発行者が提出した追加的な情報を基礎に執行者は、顧客関連の無形資産を、発行者はのれんとは別に識別し、測定しなければならないと結論を下した。発行者はまた、IFRS 第 3 号第 67 項と IAS 第 7 号第 40 項が求めている企業結合に係る適切な開示を行わなければならない、さらに、IAS 第 7 号第 43 項が求めているように、現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引を、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。

執行決定の根拠

IFRS 第 3 号第 36 項、第 37 項及び第 45 項によれば、取得企業は、IFRS 第 3 号第 37 項の認識規準を満たす被取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債を認識することにより、企業結合の取得原価を配分しなければならない。取得企業は、被取得企業の無形資産を、それが IAS 第 38 号の無形資産の定義を満たし、かつその公正価値を信頼性をもって測

定できる場合に限り、取得日時点で区分して認識しなければならない。

物質的な実体のない非貨幣性資産は、無形資産の定義を満たすためには識別可能でなければならない (IFRS 第 3 号第 46 項)。IAS 第 38 号によれば、資産が以下の場合には、その資産は無形資産の定義における識別可能性の規準を満たしている。(a) 分離可能であること、すなわち資産または負債と独立に、又は関連する契約と一体として、企業から分離又は区分でき、かつ売却、譲渡、ライセンス、賃借又は交換できること ; 又は (b) そのような権利が譲渡可能であるか、又は企業あるいは他の権利・義務から分離可能であるか否かにかかわらず、契約又はその他の法的権利から生じるものであること。

IFRS 第 3 号の例示 B には、企業結合で取得された項目のうち、無形資産の定義を満たすものが列挙されている。それには顧客関連の 4 つの種類の無形資産が含まれる。すなわち、顧客リスト、受注残高又は生産残高、顧客との契約及び関連する顧客との関係、ならびに契約によらない顧客関係である。企業結合において取得した受注残高又は生産残高と顧客との契約及び関連する顧客との関係は、無形資産としての識別に適用される、契約上の権利またはその他の法的な権利の規準を満たしている。また、顧客との関係は、取得日に契約が存在するか否かにかかわらず、企業が顧客との間に契約を結ぶ慣行があれば、無形資産としての識別に適用される契約上の権利又はその他の法的な権利の規準を満たす。すでに記したように、受注残高又は生産残高は、購買注文又は販売注文などの契約から発生することから、それらもまた契約上の権利と考えられる。その結果、企業がこれらのタイプの契約を通じて顧客との間の関係を持っていた場合には、それらの関係は法律上の権利に起因して生じると考えられるため、無形資産としての識別に適用される契約上の権利又はその他の法的な権利の規準を満たす。

発行者は、当該無形資産は、信頼性をもって測定できないと主張した。しかしながら発行者は、外部の鑑定人を関与させていなかった。発行者は、反復されるプロジェクトとそうではないプロジェクトの両方ともを信頼性をもって測定することは不可能であると抗弁した。しかしながらこのことは、発行者が取得にあたって X 社の評価を行ったということと、期末に発行者が事後の減損テストを実施した時に、どうやってその使用価値を決定したのかということの両面から矛盾するよう見えた。

IAS 第 38 号及び IFRS 第 3 号の第 BC102 項(a)によれば、企業結合で取得された無形資産の公正価値は、通常、のれんとは別個に認識されるということについての十分な信頼性をもって測定される。無形資産の公正価値を測定するために使用される見積りに関して、異なる発生可能性をもつ様々な見積り結果が存在しているような場合には、その不確実性によって公正価値の信頼性をもった測定が不可能であるということが証明されるのではな

く、当該不確実性は資産の公正価値の測定に反映されることになる。企業結合で取得された無形資産の耐用年数が確定している場合には、その公正価値を、信頼性をもって見積ることができるという反証可能な前提がある。

発行者の合併株主目論見書に含まれる、2006年度の年次報告書及び年次株主総会の議事録では、顧客基盤の増加が今回の取得の主要な理由の一つであるということが示唆されていた。

ソフトウェア業界の他社は企業結合の取得原価を、顧客との契約、ソフトウェア、トレードネーム、及び顧客との関係に配分することができるように見えた。

番号：EECS/0508-12 IAS 第 11 号の適用範囲

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：工事契約

関連する基準書：IAS 第 11 号

執行決定日：2007 年 5 月 10 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、暗視装置及びレーザー製品を全世界に供給している。発行者の 2005 年の総売上及び粗利益には、IAS 第 18 号「収益」に準拠して認識された額及び IAS 第 11 号「工事契約」に準拠して会計処理が行われた工事契約から生じた収益額が含まれている。工事契約に係る収益及び原価は、契約上の活動の進捗度を参照する形で認識され、工事契約の進捗度は、認識された工事原価を参照して決定される。

2005 年の年次報告書において、企業は、3 つの主要な契約について、決算書では IAS 第 11 号に準拠して収益が認識されたと記述した。当該契約は、3 つの異なる国に対して、相当数の夜間用ゴーグル、夜間照準器、狙撃用の夜間照準器を引き渡すというものであった。

執行決定

発行者は、発行者の財務諸表で参照されている 3 つの契約のうちのいずれもが、IAS 第 11 号の適用範囲にはならないと確認した。

執行決定の根拠

発行者は、これらの 3 つの契約が IAS 第 11 号の適用範囲になるのかどうかという疑問を持った。IAS 第 11 号第 3 項によれば、工事契約とは、「単一の資産、又はその設計、技術及び機能若しくはその最終的な目的や用途が密接に相互関連又は相互依存している複数の資産の組み合わせの建設工事のために特別に取り決められる契約をいう」とされている。

企業は、契約が IAS 第 11 号の適用範囲になるかどうかを検討するにあたって使用するチェック・リストを用意した。充足することが要求される規準は、次の通りである。

- ・ 当該契約は拘束力があり、個別に取り決められている。
- ・ 当該契約は顧客の要求を考慮している。
- ・ 当該契約は、顧客仕様のもの、あるいは顧客用にデザインされたものである。
- ・ 当該契約は、3 カ月以上の期間にわたるものである。
- ・ 顧客が当該契約を解除する場合のために、ペナルティ条項がある。
- ・ 契約を満たすために財が製造される。
- ・ 契約に基づいて引き渡されるものは、一つのパッケージに見える。

3つの契約の条件のもとで引き渡される製品は、パンフレットでは標準モデルが表示されており、それに加えて技術的な仕様についていくつかの選択肢がある。

製品は主として、商業的な市場にて入手可能な部品を組み立てることによって作られる。画像を鮮明にするチューブは、3つの製品それぞれの重要な部分であるが、発行者は、特別なライトチューブを装着するために、夜間用ゴーグルの製造について幾分かの調整を施す必要があった。これらの調整は、主に電気回路にかかるものであり、立ち上げ費用及び/または開発費を生じさせる。画像を鮮明にするチューブに係る費用は、最終製品の総原価のうちの重要な割合を占めている。

夜間用ゴーグルを製造する契約には、ヘルメット取り付け用金具、及び利用者マニュアルのトレーニングとメンテナンス用器具の供給に関連する仕様も含まれている。狙撃用の夜間照準器についての主要な調整点は、契約上で特定された、特定の種類の手に持った武器について照準装置を取り付けられるように、取り付け用金具をデザインするというものであった。

3つの契約のうち2つについては、固定された時間枠の中で製品が引き渡されることを求めている。3番目の契約については、そのような時間枠はない。いくつかの試作品を顧客が受け取った後、1か月から3か月の間の決められた時点において、引き渡しを行うことが求められている。

契約のうち1つは、顧客がペナルティなしに契約を解除することができるかと述べている。契約に基づいて、どれほどの単位が引き渡されたかどうにかかわらず、顧客は、契約で合意された単価に、受け取った単位数を乗じた額のみを支払えばよい。そのような場合には、売り手は当初の開発費を回収することや、販売のスケールメリットを享受できないことに係るリスクを負うことになる。その他の2つの契約においては、顧客が契約を解除した場合、発行者は発生した損失を補償してもらうことができるが、将来得られたであろう利益が失われたことについての補償はない。

工事契約は、IAS第11号第3項において、工事契約とは、「単一の資産、又はその設計、技術及び機能若しくはその最終的な目的や用途が密接に相互関連又は相互依存している複数の資産の組み合わせの建設工事のために特別に取り決められる契約をいう」とされている。IAS第11号第4項に多くの例示があるように、工事契約とは、船舶のような単一の資産の建設工事及び相互に関連若しくは相互に依存している精錬所における資産の建設のような契約が該当する。

執行者は、契約に基づいて生産される資産は、それらの機能や目的、あるいは使用について密接に相互に関連しているわけではなく、あるいはそれぞれ独立していることを確認した。夜間用ゴーグルは個々の兵士が装着するものであって、他の兵士が装着しているゴーグルに依存したり、相互に関連したりするものではない。夜間照準器と狙撃用の夜間照準器についても同じことが言える。さらに、これらの契約は、標準的な部品が総原価の大部分を占めるような同一の製品を、比較的大量に生産するというものである。これらの検討を基に、執行者は、これらの3つの契約のいずれもが、IAS 第11号の適用範囲にはならないと考えた。

執行者は、一単位、例えば単一の夜間用ゴーグルのセットの建設がIAS 第11号の適用範囲となるかどうかについても検討した。しかしながら、大幅なカスタマイズがされていない標準部品が製品の総原価の相当な部分を占めるということを考えて、執行者はこの点についてIAS 第11号の適用を支持しなかった。

番号：EECS/0508-13 バーター取引

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：宣伝サービス、バーター取引

関連する基準書：IAS 第 18 号、SIC 第 31 号

執行決定日：2005 年 7 月 13 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、サッカークラブに対して、そのウェブサイト上で宣伝のためのスペースを提供しているが、宣伝サービスの提供は、その中核的な事業には含まれていない。その代わりにサッカークラブは、サッカー選手のユニフォームに発行者の名前を入れている。発行者とサッカークラブとの間に、現金のやり取りは行われていない。発行者は、自社のウェブサイト上のその他の宣伝バナーに対して以前適用されたレートを基礎に、交換された宣伝額の公正価値は、50,000m.u.であると見積っている。

発行者は、このバーター取引から収益を認識すべきかどうかを問い合わせた。

執行決定

執行者は、このバーター取引については、収益を認識してはならないと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS 第 18 号の第 12 項は、物品又は役務が同様の性質及び価値を持つ物品又は役務と交換されるとき、当該交換は収益を生み出す取引とはみなされないと定めている。同じ基準書において、通常の営業過程において宣伝サービスを提供する売り手は、交換された役務が類似しておらず、SIC 第 31 号における適格条件が満たされた場合に、宣伝を含むバーター取引から収益を認識する。

SIC 第 31 号第 5 項では、宣伝を伴うバーター取引からの収益は、受領した宣伝サービスの公正価値では信頼性をもって測定することができないという結論が下されている。しかしながら、通常の営業過程において宣伝サービスを提供する売り手は、バーター取引における宣伝に類似する、宣伝を提供する非バーター取引を参照して、自らが提供する宣伝サービスの公正価値をもって収益額を測定することができる。さらに SIC 第 31 号は、非バーター取引が頻繁に発生すること、バーター取引における宣伝に類似する、宣伝を提供するすべての取引と比較したとき、取引件数が多くそして大きな金額を表していること、現金及び/又は信頼性をもって測定可能となる公正価値を有するその他の形式の対価を伴うこと、及びバーター取引における相手方と同じ相手方を伴わないことを求めている。

(仮 訳)

発行者は通常の営業過程において宣伝サービスを提供しておらず、かつ、バーター取引からの収益計上を裏付ける SIC 第 31 号の条件を満たしていないことから、この取引について収益を認識してはならない。

番号：EECS/0508-14 半期の財務諸表

事業年度：半期の財務諸表

論点の分野：退職給付

関連する基準書：IAS 第 19 号

執行決定日：2008 年 3 月 3 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、透明性指令が要求する通り、IAS 第 34 号に準拠して、上半期の財務諸表を作成した。資産には退職後給付に係る資産が含まれていたが、比較する半期及び年次の貸借対照表においては、負債として表示されていた。それらはそれぞれ、総資産の約 6%と 5.7%を占めていた。半期の財務諸表にはこれらの数値に係る情報を提供する注記はなされておらず、それに加えて、要約貸借対照表で資産として表示されている退職後給付の数値の変動についても注記されていなかった。

財務報告書の別の個所で開示された数字によると、退職後給付残高の変動のうちのおおよそ 30%は、期中に事業を売却したことの環で退職後給付負債も譲渡された結果として生じたのであり、残高の変動の大部分は、企業グループの確定給付年金制度において数理計算上の利得が生じた結果として生じた。なお、当該数理計算上の利得は、企業集団の、当期の要約収益費用計算書に含まれている。さらに、対応する過去の半期及び年次の数理計算上の利得は、それぞれ非常に低水準であったということにも留意する必要がある。

執行決定

当該変動に係る理由に関し、執行者が説明（及び関連する計算）を支える根拠について争う理由がない一方で、利用者が中間財務諸表を理解するのを助けるために、IAS 第 34 号第 16 項に基づいて、発行者は追加情報を開示しなければならなかったと執行者は考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 34 号第 16 項が求めている最小限の情報を半期の財務諸表の注記において開示することに加えて、発行者は、「当該中間期間を理解する上で重要性のある事象または取引について開示」しなければならない（IAS 第 34 号第 16 項）。

IAS 第 34 号第 15 項は、「中間期末には、直近の年次報告日後のその企業の財政状態の変動及び経営成績を理解する上で重要な事象と取引についての説明こそが有益である。」とも述べている。第 16 項(c)も、この文脈において目的適合的である。そこでは発行者は、「資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて異常な事項の性質と金額」を、注記によって開示することを求められて

いる。

IAS 第 34 号の第 3 項により、IAS 第 1 号の第 15 項(c)が中間財務諸表に対しても適用され、IAS 第 1 号の第 15 項(c)は、適正な表示を行うために、企業に対し、「IFRS の特定の規定に準拠するだけでは特定の取引及びその他の事象や状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するには不十分となる時には、追加の開示を行うこと」を求めている。

執行者は、IAS 第 34 号の関連する開示は、上記において略述したように、半期の財務諸表における値に重要な変化があった場合には、IAS 第 34 号第 16 項で列挙されている最小限の項目に加え、変動の性質及びその決定にあたって用いられた見積りの詳細について、発行者が十分に説明する情報を開示しなければならないということを示していると考えた。

以 上